

## 第二四回

### 参第一一号

#### 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（案）

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「国」の下に「、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市」を加え、「及び船員法」を「並びに船員法」に改める。

#### 附 則

- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。
- 2 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市（以下「指定市」という。）の直営事業に係る労働者災害補償保険法による従前の保険関係については、この法律の施行後も、なお労働者災害補償保険法の適用があるものとする。
- 3 労働者災害補償保険法第三十条の二の規定の適用に関しては、都道府県及び指定市の直営事業のうち、同条に規定する事業で昭和三十二年三月三十一日までにその事業の終了しなかつたものについては、同日をもつて事業が終了した日とみなす。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理 由

都道府県及び五大市の直営事業に対する労働者災害補償保険の適用の実情にかんがみ、これを当該保険の非適用事業とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。